

東京弦月会会則

1. 名 称 本会は、「東京弦月会」と称する。
2. 会 員 本会の会員は、東京近郊に居住する宮崎県立宮崎大宮高等学校出身者
(在籍したものを含む)とする。
3. 目 的 本会は、母校の伝統と誇りを保持し、もって会の発展と会員相互の親睦を
深めることを目的とする。
4. 会の運営
 - 1) 各卒業年次の幹事
卒業年次毎に幹事を2名以上おく。
 - 2) 役 員 本会に次の役員をおく。

名誉会長	1 名	幹 事 長	1 名
顧 問	若干名	会 計	若干名
会 長	1 名	監 事	2 名
副 会 長	若干名	常任幹事	若干名
		事務局幹事	若干名

(イ) 役員を選出

役員は、幹事会で選出し、会長・副会長は、総会において承認を得る。
但し、期の途中で、交替、変更等があった場合には、幹事会で承認の
うえ、総会で報告するものとする。

(ロ) 任 期

役員の任期は、2年とする。

(ハ) 名誉会長

名誉会長には、前会長を推戴する。

(二) 役員の仕事

会長は、代表として会を統括し、事業推進を行う。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

幹事長は、事務全般を分掌し、幹事の協力を要請する。

監事は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

幹事は、事務を分掌する。

3) 役員会

役員会は、常任幹事会及び幹事会とし、会長、副会長及び幹事長が
必要と認めた時、随時、会長がこれを招集、開催する。

4) 総会

総会は、年1回とする。

5) 会員名簿の作成

会員名簿は、必要に応じてこれを見直し、随時作成する。

6) 会報の発行

会報を随時発行し、会員に配布する。

5. 経 費

1) 運営費

会員が納める年度ごとの維持協力金と寄付金、雑収入をもってこれに充てる。

維持協力金の一口額は幹事会にて決定し、別途細則に定める。

2) 会計年度

会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。期末直近の幹事会で翌年度の予算を、総会前の幹事会で前年度の決算を承認し、総会にて報告する。

6. 会則の変更

会則は、総会出席会員の過半数の同意を得て変更する。

7. 付 記

本会則は、平成25年3月23日付けで改正、実施する。

本会則は、平成29年9月2日付けで改定、実施する。

当会の創立は、1983年（昭和58年）10月22日である。

東京弦月会細則

1. 維持協力金

東京弦月会会則 第5項に定める会員が納める維持協力金の一口額は2,000円と定める。

2. 細則の変更

細則は、幹事会において出席者の過半数の同意を得て変更する。

3. 付記

本細則は、平成30年5月12日付けで実施する。